

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表

改 正 案			現 行	
附 則 1～4 省略 (保育料の額の特例) 5 当分の間、別表第2注6に規定する2人目以後の児童以外の児童(以下「第1子」という。)であつて3歳未満のものに係る保育料(第7条第1号に規定する保育料をいう。以下同じ。)の額は、同号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。			附 則 1～4 省略	
	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料(月額)(円)		
階層	市町村民税等による定義	3歳未満の第1子(保育標準時間)	3歳未満の第1子(保育短時間)	
A	別表第2Aの項に規定する被保護世帯等	0	0	
B	A階層、C階層及びD階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0	
C	A階層及びB階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみの課税世帯	2,800	2,700
	第2	所得割の額が24,300円未満	3,300	3,200
	第3	24,300円以上48,600円未満	3,500	3,400
D	A階層及びB階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第1	48,600円以上52,200円未満	4,400
		第2	52,200円以上57,000円未満	5,000
		第3	57,000円以上64,200円未満	6,000
		第4	64,200円以上78,600円未満	7,700
		第5	78,600円以上97,000円未満	12,000
		第6	97,000円以上117,000円未満	18,500
		第7	117,000円以上140,100円未満	22,400
		第8	140,100円以上155,700円未満	25,400
		第9	155,700円以上169,000円未満	27,700
		第10	169,000円以上288,100円未満	30,200
		第11	288,100円以上	31,800
6 当分の間、第1子であつて別表第2注7に規定する児童の保育料に係る同表注7の規定の適用については、同表注7中「1,800円」とあるのは、「0円」とする。				